

国海安第 178 号の 2
平成 19 年 3 月 15 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 安藤 昇

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則
関係検査心得等の一部改正について

標記については、ロンドン条約を修正する 1996 年の議定書（1972 年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約を修正する 1996 年の議定書）の発効に対応するため、平成 16 年に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律が改正されております。

上記改正により、これまで一部認められていた陸上発生の廃棄物については、洋上焼却が禁止となり、当該廃棄物の焼却に使用する要焼却確認廃棄物焼却設備の規定が削除されました。

これを受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 121 号）が公布され、平成 19 年 4 月 1 日に施行される予定です。

このため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得等を他所要の改正と合わせ改正し、平成 19 年 4 月 1 日より適用することとしましたので、関係各位の周知を含め宜しくお取り計らい願います。